

4常任委員会連合審査会

令和4年9月2日（金）

午前10時48分～午後3時06分

議会大会議室

【出席委員】（総務委員会）宮崎 健委員長、富永明美副委員長、藤田佳典委員、御厨洋行委員、中村宏志委員、重松 徹委員、白倉和子委員、江頭弘美委員、黒田利人委員
（福祉教育委員会）村岡 卓委員長、西岡真一副委員長、諸富八千代委員、川崎健二委員、松永憲明委員、川副龍之介委員、福井章司委員、重田音彦委員、山下明子委員
（経済産業委員会）実松尊信委員長、江原新子副委員長、中島妙子委員、江口善己委員、稲葉嵩広委員、松永幹哉委員、堤 正之委員、千綿正明委員、中野茂康委員
（建設環境委員会）永渕史孝委員長、久米勝也副委員長、山田誠一郎委員、平原嘉徳委員、山口弘展委員、川原田裕明委員、野中宣明委員、嘉村弘和委員、西岡義広委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】関係職員

【案 件】

・付託議案について

○宮崎委員長

それでは、全員おそろいですので、ただいまから第54号議案 令和3年度佐賀市一般会計歳入歳出決算のうち、歳入全款について、4常任委員会による連合審査会を開催いたします。

連合審査会で使用する資料につきましては、タブレットの4番、常任委員会フォルダの中の5番、連合審査会中、令和4年9月2日、決算に掲載されていますので、説明等に応じてお開きください。

それでは、決算審査に入る前に、坂井市長がお見えですので、御挨拶をお願いいたします。

○坂井市長

改めておはようございます。令和3年度の一般会計、特別会計、企業会計の決算の認定につきまして御審議をお願いすることになりましたので、御挨拶申し上げます。

令和3年度の主な決算状況を見てみますと、まず一般会計の歳入につきましては、市税

収入は、コロナ禍の影響からやや持ち直したことにより、前年度に比べ、率にして1.0%増加し、約311億円の収入でした。

また、国庫支出金は、コロナ禍に対応する地方公共団体の取組を支援するための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や各種給付事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金などが交付されました。

一方、歳出につきましては、コロナ禍により事業継続が困難となった事業者に対する支援事業や、住民税非課税世帯や子育て世帯への給付金事業、感染拡大防止のための新型コロナウイルスワクチン接種事業、教育環境充実のためのGIGAスクール等機器整備事業などが特徴として挙げられます。

これらによりまして、歳入総額は約1,187億円、歳出総額は約1,148億円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源として約8億円を除いた実質収支は約31億円の黒字となっております。

次に、特別会計でございますが、国民健康保険特別会計につきましては、昨年度に引き続き高水準で保険税収の確保に努めたことなどにより、約3億1,000万円の黒字となっております。

次に、企業会計でございますが、自動車運送事業会計につきましては、利用者数は回復傾向にありますが、コロナ禍前の水準の8割程度にとどまったため、公共交通運行維持特別支援金などの交付を受けたものの、事業収支で約50万円の損失を計上するに至っております。

最後に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、全ての指標において基準を大きく下回り、健全な状況でございます。

これから令和3年度の決算を御審議いただきますが、審議の際にいただく御意見につきましては、今後の市政運営に反映してまいりたいと考えております。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○宮崎委員長

ありがとうございました。

続いて、令和3年度佐賀市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告をお願いいたします。

◎令和3年度佐賀市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について 説明

○宮崎委員長

ただいま報告を受けましたが、この件についてはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、坂井市長は公務の予定があるということですので、ここで退出していただいて結構です。

◎市長退室

○宮崎委員長

次に、本日の審査日程について、4常任委員会委員長と協議の結果、お手元の次第にお示ししている日程案のとおり進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、審査に入ります前に注意していただきたい点を幾つか申し上げます。

発言される場合は必ず挙手して、指名されてからマイクを御使用の上、発言してください。

執行部に申し上げます。

委員会は限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明を心がけてください。

なお、決算額の数字の読み上げは必要ありません。

また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方がされるようお願いいたします。また、委員はタブレットのほうで審議いたしますので、その時間の配分の考慮もお願いいたします。

次に、委員の皆様申し上げます。

本日の連合審査会は、執行部が常任委員会の所管ごとに入れ替わることになっておりますので、あらかじめお知らせいたします。

また、質疑につきましては、決算の歳入の範囲内で行っていただくようお願いいたします。特に市政一般や予算に関する質問等にならないようお願いいたします。

それから、多岐にわたる質疑をお持ちだと思いますが、一度にたくさんの質疑をされますと答弁が分かりにくくなります。質疑の該当資料のページ及び項目等を示した上で、1回につき2問くらいに絞って質疑していただければと思います。

なお、決算の概要については、タブレットに令和3年度佐賀市歳入歳出決算概要を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、総務委員会所管の部署に関する費目について審査に入ります。

まず、歳入1款から12款までについて執行部の説明を求めます。

◎第54号議案 令和3年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳入第1款～第12款 説明

○宮崎委員長

ただいま執行部から説明がありましたが、委員の皆さんの質疑をお受けいたします。質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○重松委員

不納欠損額で、例えば、消滅時効は5年ということで、これの分割回数は多分60回以内だと思いますけれども、それ以上を認めてあるのか、そこら辺をちょっと教えてください。

○詫間納税課長

今の質問についてなんですけれども、不納欠損額について、分割払いが60回払いを超えた事案がないかというお尋ねということでよろしかったでしょうか。

○重松委員

そうです。

○詫間納税課長

個別の事案で正確にちょっと申し上げられないかもしれないんですが、不納欠損額で60回分割といいますと5年を超える分割払いということになりますので、現在そういった事案は私のほうでは該当がないと認識しております。

○重松委員

途中1回でも60回以内に入れたら、それから5年になるんですか。

分かれる方が、どうぞ答弁してください。

○納税課職員

納付等があれば、その時点からまた5年という計算になります。

○重松委員

分かりました。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に、歳入13款から——どうぞ。

○詫間納税課長

すみません、収入未済額の説明の中で誤った説明をしておりますので、訂正させていただきます。

収入未済額の金額を約3億2,800円と申し上げましたが、正しくは、金額は約3億2,800万円でございます。大変失礼いたしました。

○宮崎委員長

ということですが、御質疑ございませんかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは次に、歳入13款から22款について執行部の説明を求めます。

◎第54号議案 令和3年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳入第13款～第22款 説明

○宮崎委員長

ただいま執行部から説明がありましたが、委員の皆さんの質疑をお受けいたします。質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○松永憲明委員

17番の資料の59ページ、説明はなかったんですけども、備考欄のところの防災ラジオ売払い代金、この金額が示されておりますけれども、これは何台分の金額なのか。それから、あとラジオの残りが何台あるのか。これを示してください。

○蘭危機管理防災課長

防災ラジオの売払いです。これにつきましては、避難行動要支援者等を対象に3,000円、それから、それ以外の方に対しては1万円ということで販売しております。令和3年度につきましては、3,000円の分が56台売れたというところがございます。3,000円掛け56で16万8,000円ということになります。

それから、在庫の分ですが、すみません、今ちょっと手元に正確な数字を持ち合わせておりませんので、後ほど御回答したいと思います。現時点で約400台ぐらいだったとは記憶しております。以上でございます。

○千綿委員

ちょっと教えてください。総務決算資料の1の中にコロナ感染症地方創生臨時交付金の一覧がありますが、その他の財源等というのがありますよね。通常、その他の財源というのは主に何なんですか。例えば、それはまた、ほかに別に国からの交付金なのか、それとも市債とかなのか、ちょっとその内訳を教えてください。

○牛島財政課長

その他の財源につきましては、先ほどお話がありましたように国庫補助金等でございます。

○千綿委員

ということは、要するにこの臨時交付金についての使途の限定とかはないんですよね。多分、各自治体はその金額に応じて自分たちで事業を決めてやっていいという、使途の要件とかはあるんですか。

○牛島財政課長

基本的には、1番の制度趣旨にお示ししております感染拡大の防止や地域経済対策、住民生活の支援などという事業でございまして、地方単独事業でこれらに位置づけられるものは、基本的に条件なく実施できるとなっております。

○千綿委員

去年でしたか、おとしでしたか、佐賀県が鐘を造るということでいろいろ問題になりましたよね。あれはそういう理由に合致するという部分になるんですか。ちょっとごめんなさいね、おとしぐらいの話で年末いろいろ問題になりましたよね。鐘を造りますと、あれはこの交付金でしたよ。

(発言する者あり)

造らんやったけど、造ろうとしたじゃないですか。だから、そういうのにも使えるのかというのをちょっと聞きたいんです。

○牛島財政課長

基本的には地方単独事業に活用できるということになっておりまして、どういった事業がこの目的に合致するかは、それぞれの団体が判断されて、活用されているものと考えております。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

○江口委員

寄附金についてお尋ねします。

ふるさと納税ですけれども、約15億円、これは返礼品の歳出がございましてけれども、実質15億円の中で市に対する貢献というのはどれぐらいのものでしょうか。

○武富企画政策課長

ふるさと納税ですけれども、原則といたしまして、いただいた分の半分ほどを事務費ということで使ってまいります。ですので、15億円ほどいただきますと7億5,000万円程度が事務費、返礼品分もかかりますが、それから佐賀市から出ていく分を差し引きますと、約3億円強、佐賀市への貢献ということになってまいるかと思えます。

○江口委員

実質、2分の1ぐらいということですがけれども、もともと過大な返礼についての総務省からの指示があって、3割ぐらいと私どもは聞いています。それにプラス、デリバリーが入ったとしても、それによって違う。半分、あるいは逆に半額というか、それぐらいというのはちょっと私も意外ですけれども、過去5年間ぐらいのふるさと納税の額からすると、傾向としては増える、横ばい、減っている、どちらですか。

○武富企画政策課長

令和3年度においては15億円ですけれども、その1つ前の年は16億円、その1つ前が11億円程度ということで、基本的には上がっておりますが、昨年度は若干減ったということがあります。

それと、申し訳ございません、先ほど説明が不足しておりましたが、返礼品の品に関しては3割以下ということが条件になっております。事務費を含めて5割以内というようなルールになっておりますので、申し添えたいと思います。以上です。

○江口委員

その傾向がどちらかということと不安定ですから、当てにならないというか、頼らなければそれにこしたことはありませんが、現実的には相当やっぱり県内でも高額な歳入貢献をされているところがございますね。過去においての数字が、佐賀市としては恐らく増えるほうを求められると思うんですけれども、そのためにどのような効果、あるいは逆に努力なさっていますか。

○武富企画政策課長

ふるさと納税に関しましては、佐賀市を応援していただく、ふるさととして思っただくということで、多くの方にPRして、佐賀市のほうに寄附いただきたいというふうに思っております。

そのために、若干歳出とかぶるかもしれませんが、ポータルサイトというふるさと

と納税を紹介するサイトのほうでいろいろ見ていただくことであつたり、それから返礼品の質といいますか、そういった喜ばれるような返礼品をつくっていくというようなことで、多くの方から佐賀市にふるさと納税したいというふうにも思ってもらいたいと思っております。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

○重松委員

地方消費税が56億円ぐらい入っていますけれども、インボイスが始まりますと来年からまたがっと増えるんじゃないかと思うんですけれども、これは直接国から真っすぐ来るんじゃないくて、県を通じて分配されるのか、まずそこら辺をちょっと。

○牛島財政課長

地方消費税につきましては、基本的には令和元年10月1日から大本となる消費税率が軽減税率の場合6.24%、これと別に地方消費税率として1.76%、合わせて8%の軽減税率分、また、10%の通常の標準税率分につきましては、消費税率、もともとが7.8%、これに地方消費税率として2.2%を加えたものが地方消費税の総額となっております。

これに県間清算という、県との間の消費に関する清算処理をいたしました後、地方消費税収入額の2分の1につきましては、市町村の人口と従業者数に応じて案分して交付されるということとなっております。以上です。

○重松委員

分かりました。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに質疑はないようですので——どうぞ。

○蘭危機管理防災課長

防災ハイブリッドラジオの残数でございます。

年度末時点で415台となっております。以上でございます。

○宮崎委員長

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、11時55分になりましたので、これから昼の休憩に入りたいと思います。次の再開は13時からです。

それでは、一旦休憩いたします。

◎午前11時56分～午後1時00分 休憩

○宮崎委員長

それでは、定刻となりましたので、連合審査会を再開いたします。
福祉教育委員会所管の部署に関する費目について審査に入ります。
歳入13款から21款について執行部の説明を求めます。

◎第54号議案 令和3年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳入第13款～第21款 説明

○宮崎委員長

ただいま説明がありました。委員の皆様から御質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○松永憲明委員

39ページの公立学校情報機器整備補助金、G I G Aスクールのヘルプデスクということでありましたけれども、この人数は何人になっておりますか。

○米倉学校教育課長

調べてから後でお答えします。

○松永憲明委員

それじゃ、もう一件。

69ページ、学校給食保護者負担金20万1,780円と。これは、先ほどの説明では430万円のうちの20万円ということで、あと残りが410万円ということになるんですけども、これはずっと前から残っておったんじゃないかなと思うんですけども、大体どういうふうになってこうなっておるのか、ちょっと説明をお願いします。

○横田学事課長

収入未済額の430万円のうち205万円がこの学校給食費保護者負担金でありまして、合併前に川副の給食分を公会計で徴収しておりました。合併調整で私会計に変更した部分が滞納分が残っておりまして、毎年幾らかずつかは徴収できておりますけれども、やはりまだ納めていただけない部分がありますので、未収額が残っているような状況でございます。以上です。

○松永憲明委員

たしかこれはずっと毎年上がってきているでしょ。もう少しどがんかならんとですかね。

○横田学事課長

不納欠損や時効の援用で落とすタイミングはまだちょっと先に送っているところがございますけれども、できるだけ取れる分は少額でも取っていきたいと思っておりますので、催告状の送付や現地調査を行っているところでございます。以上です。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

○江口委員

私立保育園についてお尋ねします。

いろんなメニューがございまして、ただでさえも市内の私立は20か園ぐらいでしょうか、

それに認定こども園を入れると倍ぐらいになると思うんですけども、従来でもいろんな支援メニューがございました。今回コロナということもありまして、さらにどんどんメニューが増えているわけですね。新規事業と御説明いただいた分もかなりございます。

そこで、こういうものは、申請されたことについてその対応がされたものと、国から、県からそういう制度がスタートして、ずっと下りてきたもの、いろいろあると思うんです。要は新しいメニューを保育園にどういう形で伝達されているのか、保育園協会とか園長会とかでされているのか、それとも担当者を集めて、御一緒に説明会を市がなさっているのか、そういう徹底しているかどうかについてお尋ねいたします。

○豆田保育幼稚園課長

保育園に関しましては、私立の保育園会のほうに行って、園長会のほうで説明しております。幼稚園、こども園につきましても、そちらの連合会のほうに説明しております。地域型保育施設につきましては、メールで周知させていただいているところでございます。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

○白倉委員

こども家庭課の不納決算の分なんですけれども、資料20で御説明いただいた一番最後のほうですね、児童手当過誤払い返納金というのが理由は破産ということで、12万円、こども家庭課から説明いただきました。

これをもうちょっと詳しくと言いますかね、普通ここに書いてあるように過誤払いという場合は、必要以上の金額を市が払ってしまったとか、対象者でないのに間違っ払ったとか、そういういきさつのときに使う言葉ですけども、ちょっと説明いただけますか。

○末次こども家庭課長

この件につきましては平成26年1月に発生したのですが、御本人が平成25年11月に平成24年と25年、過去2年分の確定申告をなされて、所得更正されたことによって更正後の所得で審査したところ、過誤払いが生じたものでございます。

○白倉委員

それに基づいて審査したら過誤払いが発生したということは、例えば、対象者でない、払うべきじゃないところに児童手当を12万円、これが合計金額か1回だけのものかちょっと分からないんですが、払って、それを返してくださいと後で請求したりとか、そういういきさつがあったんですか。

○末次こども家庭課長

先ほど説明した分では、過去の所得更正により児童手当額を決定した当時の状況と所得の状況が変わったために過誤払いとして返納金が発生したのですが、この方の場合はその後、自己破産されたことによって、当初、21万円発生していたんですが、自己破産の前までに9万円は分割納付されておりまして、破産宣告を受けられた後の分の12万円が不納欠

損となったものでございます。

○白倉委員

その流れの説明は分かるんですね。でも、こういった場合の過誤払いというのは結構発生するものなんですか。というのが、普通スムーズに収入が変わって返してもらったりしているから不納欠損として上がってこないだけのものなのか。要するに行政側の進め方に問題はなかったのかということです。

○末次こども家庭課長

所得更正などによって、既に支払った手当の額に過誤払いが後日生じることは結構あります。過誤払いが発生したことを市のほうが認知した際には、受給者の方と面談しまして、その後の支払いの仕方について相談させていただいて、何回払いで分納するとか一括で払われるというような取決めをさせていただいて、その後の徴収を進めさせていただいております。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

○江口委員

2点お尋ねします。

まず、57ページ、財産運用と伺いました。18億円の運用益ということですがけれども、ちょっと中身を説明ください。

61ページ、ふるさと創生基金の4町の繰入れについて、どういう内容か答弁ください。

○宮崎委員長

もう一回質問よかですか。

○江口委員

じゃ、もう一回申し上げます。

まず1点目、57ページ、財産運用ということで、18億円の基金の運用益ということを御説明いただきました。その基金、18億円はどのような内容のものを答弁ください。

もう一点です。61ページ、合併前の4町のふるさと創生基金というのがございますけど、その中身と、いつ頃までこれが続くのかについて答弁ください。

○坂井福祉総務課長

まず、1点目の57ページということですがけれども、私のほうが先ほど説明した分で、基金預金等利子、約2,700万円のうち地域福祉基金の分が約580万円ですと。それが地域福祉基金約18億7,000万円の運用益でございますという説明をしましたがけれども、その分ということでしょうか。

地域福祉基金につきましては、大体五、六百万円ずつぐらい毎年運用益が生じていますので、ずっと福祉のほうでは地域福祉に関する事業のほうに充当しております。実際充てている事業につきましては、校区社会福祉協議会の活動費、あと、福祉バスの運用経費に

つきまして充てているものでございます。よろしいでしょうか。

○江口委員

ありがとうございました。

いや、使い道よりも、本当は私はどういうものがこの積立ての金額になったか、基金そのものを伺いたかったんですけれども。

○宮崎委員長

分かりますか。

○江口委員

分からなかったら、時間の関係がありますから後でもいいですよ。

○宮崎委員長

後もってその分は答弁いただきます。そしたら、もう一つのほうをお願いします。

○牛島財政課長

今御質問がございました61ページから入っておりますふるさと創生基金繰入金の諸富地区、富士地区、三瀬地区、次のページ、東与賀地区の各基金の繰入れでございます。

繰入れいたしております事業につきましては、まず、諸富地区につきましてはふるさと創生助成事業に充当しております。また、次の富士地区に関しましては古湯映画祭に充当しております。三瀬地区につきましてはクサクク村交流事業、山村留学助成事業に充当しております。次の東与賀地区につきましては、ふるさと創生助成事業、子どもへのまなざし運動の啓発事業、ラムサール条約湿地ワイズユースの事業などでございます。

また、各基金の状況でございますけれども、同じく17番の資料の後ろのほう、378ページをお願いいたします。

この378ページに諸富地区から久保田地区までにおきます各地区のふるさと創生基金の現在高と、令和3年度中に取り崩しました金額、令和3年度末の現在高がそれぞれ記載されております。先ほど申し上げました事業は、各基金の減という欄にお示ししております金額となります。御覧のとおり、まだ地区によりましては基金の残が残っておりますので、これらは引き続き各地域の特色ある事業に活用されるものと考えております。以上でございます。

○坂井福祉総務課長

先ほどの地域福祉基金に関する御回答でございますけれども、設置が平成3年12月でございます。平成3年から5年にかけて交付されました普通交付税が財源として大半を占めております。そのほか、約2,700万円の寄附金も含まれております。以上でございます。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

○米倉学校教育課長

先ほどの松永憲明委員の御質問でございますヘルプデスクの人数は5名でございます。

○松永憲明委員

そうすると、今現在も5人がいらっしゃるということですかね。

もともと市の教育委員会としては何名が必要だというふうに考えられておったんですか。

○米倉学校教育課長

繁忙期につきましては1名増加として考えているところでございます。

○宮崎委員長

よろしいですか。

○松永憲明委員

後でまた議論します。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかにないようですので、次に進みたいと思います。

執行部の職員は退室されて結構です。

◎執行部退室

○宮崎委員長

今、手元の時計で午後1時56分です。10分休憩を入れたいと思います。午後2時5分から再開いたします。

しばらく休憩いたします。

◎午後1時56分～午後2時05分 休憩

○宮崎委員長

それでは、連合審査会を再開します。

経済産業委員会所管の部署に関する費目について審査に入ります。

歳入13款から21款について執行部の説明を求めます。

◎第54号議案 令和3年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳入第13款～第21款 説明

○宮崎委員長

それでは、ただいま執行部から説明がありましたが、委員の皆さんの御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山下委員

65ページの商工費貸付金元利収入の中の収入未済額、同和地区中小企業振興資金貸付利子、これは22件分なんですけれども、入ってきている部分というのが少しでも毎年あっているんですかね。もしないとしたら、結局不納欠損とかなんかで落とすのを待っている状態になっているのかどうか、ちょっと実情をお願いします。

○樺木商業振興課長

先ほどの65ページ、1節の商工費貸付金元利収入の備考欄のほうの3つ目、同和地区中小

企業振興資金貸付元金140万円ほどと、その下、利子6万円ほどということで収入のほうはあっているところがございます。以上でございます。

○山下委員

これは何件分ですか。つまり、少しずつ返ってきているのかどうかということも、ちょっと実情をお願いします。

○樺木商業振興課長

一応元金につきましては13件分と、あと、利子につきましては1件分ということで、この分につきましては対象者と話をしながら、返せる分ということで償還を受けているところでございます。以上でございます。

○山下委員

ということは、全体で何件あって、収入未済額の22件というのは部分的に返ってきている部分も含めての22件なのか、全然入ってこないままなのかというところをちょっとお願いします。

○樺木商業振興課長

今現在、償還いただいている分につきましては、先ほど言いました件数と、あと元金につきましては、償還中が15件と、償還が今ない部分につきましては2件ということでありまして、その分につきましては、市の債権管理条例に基づきまして対応を検討しているところでございます。以上でございます。

○山下委員

収入未済額が22件と言われて、償還中が15件、償還なしが2件というと、ちょっと何か数字が合わないような気がするんですが。

○樺木商業振興課長

今のが元金の話でございまして、元利合わせて22件ということでございまして、一応、利子だけの分が5件ということになります。以上でございます。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

○重松委員

47ページの下から2番目、中山間地域等直接支払交付金、1億6,000万円ですけれども、先ほどの説明では、耕作放棄地が進まないようなそのための交付金ということでしたけれども、例えば、条件といいますか、耕作放棄地率が何%以上とか、農用地が棚田地区じゃないと駄目とか、高齢化率とか、そういった制度の対象となる条件といいますか、そういうのが分かれば。

○山田農業振興課長

この事業の概要を説明しますと、農業生産条件の不利な中山間地域において集落等を単位に農用地を維持管理していくための協定を締結し、それに従って農業生産活動を行う場

合、面積に応じて一定額を交付するという形になっています。その集落協定というのは一応5年間ですね。協定をつくって、その中でいろんな農業生産活動を継続してやっていると、簡単に言うとそういった制度になっております。

○重松委員

その協定は5年間ということですがけれども、それは認定農家とか、農業法人とか、そういった方たちにお支払いするのかな。

○山田農業振興課長

そういう認定農業者とかは、その要件にはございません。ただ、対象となる農地は農振の農用地というのはあります。

○重松委員

個人でもいいということね。分かりました。

○山田農業振興課長

集落単位でそういう活動をするところという形になりますので。

○福井委員

大隈重信記念館の入館料ががたっと下がっているんですけども、これは工事のおかげですよ。その原因はどういうことなのかということと、大体どれぐらいかかって、実質入館を実施したのは何日間、ちょっとそこだけ確認のため、お示してください。

○溝上観光振興課長

大隈重信記念館の開館していた日数は355日と、通常と変わらない日数を開けております。工事期間中につきましても、屋上の工事で行っていましたので、そのまま開館して、運用を続けておりました。

入館者数につきましても減っております。令和元年度は1万1,000人程度だったのが令和3年度で8,000人程度に落ち込んでおります。コロナ関係で人の動きが少ないということが原因だと考えているところでございます。以上でございます。

○福井委員

ということは、工事は全く関係なくて、原因はコロナということだけね。そういうことですね。

○溝上観光振興課長

工事の影響はほとんどなかったものと考えております。以上です。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

○江口委員

労働金庫、あるいは商工中金預託金が歳入に入っています。中小企業の貸付金元金もこれだけ入っておりますが、逆に言いますと、貸し付けたときは、この項目じゃありませんけれども、項目で歳出が発生すると、こういうことでしょうか。

○樺木商業振興課長

こちらの資金につきましては、4月1日に貸付けいたしまして、3月31日に返していただくという形で、歳出のほうで予算化しているところでございます。以上でございます。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに質疑がないようですので、次に進みます。

執行部の職員は退室されて結構です。

◎執行部入れ替わり

○宮崎委員長

それでは、建設環境委員会所管の部署に関する費目について審査に入ります。

歳入13款から21款について執行部の説明を求めます。

◎第54号議案 令和3年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳入第13款～第21款 説明

○宮崎委員長

それでは、ただいま執行部から説明がありましたが、委員の皆さんの質疑をお受けいたします。質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山下委員

今の巨石パークの器物破損賠償金ということですが、ちょっと状況を説明してもらっていいですか。

○小池北部建設事務所所長

これは平成29年3月、巨石パーク閉園後に、当時15歳の少年2人による管理棟のトイレの鏡、洗面台、受付等の窓ガラス等が2回にわたり破損される事件が発生しております。その後、少年2人と弁償することで合意しておりましたが、2人のうちの1人の分の一部が未納となっており、時効が成立しております。

被害総額は10万6,272円、それを2人で割りまして、5万3,136円掛ける2。1人分は全額完済されております。あと1人分を5回で分割して納付するというようにされておりましたけれども、2回目まで2万円支払われました。残りの3万3,136円が未納となっております。その後、こちらのほうから文書、電話、訪問等を繰り返しましたが、納めてもらうことができませんで、未納となったものでございます。以上です。

○山下委員

つまり、少年だった人が、時間がたつにつれて高校生になったりなんかしていったのかなと思うんですが、途中2万円まで払ってもらって、その後のやり取りの言い分というか、御家庭全体でのやり取りというふうになっているんだろうと思うんですが、何かあったんですかね。

○小池北部建設事務所所長

複雑な家庭の感じでごさいます、両親様がお支払いになっておられましたけれども、その後、連絡が取れなくなり、こちらから一般的な文書、それから内容証明つきの文書等で対応しまして、その後、こちらから訪問もしましたけれども、お支払いしていただけてませんでした。その後、時効が確定しております。以上です。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

○重松委員

23ページの上から2番目の清掃手数料、指定ごみ袋、これは数が相当増えたということで、手数料収入が前年対比1億5,000万円も増えたということですが、これはやはりコロナ禍で、巣籠もり需要で家庭ごみの量が増えたということですかね。

○馬場循環型社会推進課長

家庭ごみは、実は令和3年度は少し減っております。それで、原因としては、世帯数のほうがかなり増加しております、やはり世帯が増えるとごみ袋を買われるというのが増えてくるということで増加しております。

○重松委員

それと、ごみを収集する曜日が校区によってちょっと違うみたいですが、それによって、例えば、よその人が持ってきたとか、そういったトラブルはないんですか。

○宮崎委員長

ちょっと待ってください。重松委員、できるだけ歳入の質問をお願いします。一応そしたら答弁ある……

○重松委員

そういうことならいいです。

○宮崎委員長

いや、答弁してやってください。

○馬場循環型社会推進課長

ごみステーションに関しては自治会のほうが管理していただいておりますけれども、確かに不法投棄という形でよそから持ってこられるというのも聞くケースはございます。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

○山下委員

73ページの上から4つ目の小水力発電設備電力売払収入は29万2,000円ということですが、これはどこが活用されて、どんな状態なんですかね。

○環境政策課職員

三瀬にあります洞鳴の滝小水力発電施設のほうでの売電収入になります。

○山下委員

これは増えているとか減っているとかという点では毎年同じぐらいなんですか。

○梶山環境政策課長

昨年度との比較では若干減っているという状況ですね。

○江口委員

73ページ、ペットボトルの、言うなれば入札配分がございますけれども、これは売却益、利益ですけれども、逆にこのペットボトル回収その他に要する費用ということが、これは歳出ですけれども、算出できますか。結果的に歳入は……

○宮崎委員長

江口委員、歳出にもかかりますので、それは委員会の歳出のほうでお願いします。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようですので……

(「委員長、すみません」と呼ぶ者あり)

○馬場循環型社会推進課長

先ほど重松委員から御質問があったものは、指定袋ではなくて搬入ごみのほうだったでしょうか。指定袋のほうで答えてしまったんですけど。

○宮崎委員長

よかですか。

○重松委員

はい。

○宮崎委員長

いいそうです。

それでは、これで終わりたいと思います。

執行部の職員は退室されて結構です。

◎執行部退室

○宮崎委員長

それでは、委員の皆様、本日の審査に伴う主な質疑、意見等は、必要に応じて総務委員会の審査報告の中で補足して口頭報告を行うこととなります。口頭報告に関して意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、後は総務委員会の正副委員長で調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で4常任委員会の連合審査会を閉会いたします。